

## 質問書回答

No.	ご質問	回答
1	施設の整備について補助金を使用するの計画で応募出来るか？自主整備のみか？	募集要項のとおり、自主整備型の公募になります。 本市において整備に関する予算措置はありませんが、本市以外から交付を受ける補助金を活用した整備計画での応募は可能です。
2	開設時は仮設園舎等の別の場所で行い、その後移転してもよいか？	開設後に事業所を移転することは可能です。仮設園舎のある中学校区内とさせていただきます。公募選考時に移転の予定がある旨、申出てください。別途、認可変更等の手続きも必要となります。 公募選考、審査にあつては開設予定時期をお示しいただき、開設時の園舎で審査させていただきます。将来建設予定の園舎での審査とはなりませんのでご注意ください。また、仮設園舎等についても、配置基準や施設要件を満たしていることが条件となります。
3	定員は最大の19名が望ましいのか？	施設定員にあつては0～2歳児の計18名または19名であり、どちらかが望ましいものではありません。
4	令和7年10月以降の開設は対象外か？	開設時期にあつては令和7年4月から9月の間としており、令和7年10月以降は本件公募の対象外となります。